

## 北九州市火災予防条例 （「排気ダクト」該当部分の抜粋）

（厨房設備）

第3条の4 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）厨房設備に付属する排気ダクト及び天がい（以下「排気ダクト等」という。）にあつては、次によること。

ウ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆した部分については、この限りでない。

### ⇒排気ダクトの「施工」に関する規定

カ 排気ダクトは、曲り及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げること。

### ⇒排気ダクトの「形状」に関する規定

【参考】

